

## 非常配備について

区分	指令又は解除の時期	東浦町 非常配備すべき人員 (災害対策本部設置)	東浦町立小中学校
警戒配備	<p>&lt;指令の時期&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 次の注意報等のいずれかが東浦町に発表されたとき。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 大雨注意報</li> <li>(2) 洪水注意報</li> <li>(3) 高潮注意報</li> </ol> </li> <li>2 伊勢・三河湾に津波注意報が発表されたとき。</li> <li>3 町又は町の周辺地域において震度4の地震が発生したとき</li> </ol> <p>&lt;解除の時期&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害が発生するおそれなくなったとき。</li> <li>2 災害応急対策がおおむね完了したとき。</li> </ol>	防災課職員	<p>特になし</p> <p>管理職:連絡を取れる状況にいること</p>
第1非常配備	<p>&lt;指令の時期&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害の発生するおそれのある場合、次の警報のいずれかが東浦町に発表されたとき。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 大雨警報</li> <li>(2) 暴風警報</li> <li>(3) 洪水警報</li> <li>(4) 高潮警報</li> <li>(5) 暴風雪警報</li> </ol> </li> <li>2 伊勢・三河湾に津波警報が発表されたとき。</li> <li>3 町内河川の水位表示板で、堤防高から－1.10 m (須賀川にあっては、1.22 m) を越えたとき。</li> <li>4 町又は町の周辺地域において震度4の地震が発生したときで、町内において被害が報告されるとき。</li> <li>5 その他の災害が発生するおそれがあるとき、または小規模の災害が発生したとき。</li> <li>6 その他の状況により町長が必要と認めたとき。</li> </ol> <p>&lt;解除の時期&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害が発生するおそれが解消したときで被害が生じなかったとき、又は被害の程度が軽微であるとき。</li> <li>2 災害応急対策がおおむね完了したとき。</li> </ol>	あらかじめ町長が指名する職員及び防災課職員	<p>管理職:連絡を取れる状況にいること</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>教育委員会の指示により 第1次配備</p>

## 非常配備について

<p>第2非常配備</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 上記警報が発表され、相当規模の災害の発生するおそれのあるとき、又は災害が発生したとき。</li> <li>2 町又は町の周辺地域において震度5弱の地震が発生したとき。</li> <li>3 「伊勢・三河湾」に津波警報若しくは大津波警報が発表されたときで、本町に相当規模の被害が予想されるとき。</li> <li>4 災害により、住民を避難させる必要が生じたとき、及び自主避難者の存在を確認したとき。</li> <li>5 その他の相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したとき。</li> <li>6 境川又は逢妻川で、「氾濫注意情報」が発表されたとき。</li> <li>7 町内河川の水位表示板で、堤防高から－0.60 m（須賀川にあっては、0.72 m）を越えたとき。</li> </ol> <p>&lt;解除の時期&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害が発生するおそれが解消したときで被害が生じなかったとき、又は被害の程度が軽微であるとき。</li> <li>2 災害応急対策がおおむね完了したとき。</li> </ol>	<p>あらかじめ町長の指名する職員（第1非常配備員を含む。）及び発生のおそれのある災害に応じて町長の指名する課等の職員</p>	<p>管理職：連絡を取れる状況にいること</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>教育委員会の指示により 第1次配備</p>
<p>第3非常配備</p>	<p>&lt;指令の時期&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 町域で大規模な災害が発生するおそれがあるとき、又は大規模な災害が発生したとき。</li> <li>2 境川泉田観測所又は逢妻川一ツ木逢妻川川水位が、「氾濫危険水位」に到達したときで、町域に相当な被害が予想されるとき。</li> <li>3 町内河川が氾濫等するおそれがあるとき、又は氾濫したときで、相当な被害が予想されるとき。</li> <li>4 町又は町の周辺地域において震度5強以上の地震が発生したとき。</li> <li>5 特別警報が発表されたとき。</li> </ol> <p>&lt;解除の時期&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害が発生するおそれが解消したときで被害の程度が軽微であるとき。</li> <li>2 第二非常配備でも災害応急対策が推進できるとき。</li> </ol>	<p>職員全員 （災害対策本部設置）</p>	<p>第1次配備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の被害状況の把握</li> <li>・臨時休業が必要な場合、指導主事に連絡</li> <li>*非常変災による臨時休業について</li> <li>・第2次配備の必要の有無について判断</li> </ul> <p>第2次配備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・復旧に向けての準備</li> <li>・第3次配備の必要の有無について判断</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>第3次配備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・復旧に向けての作業</li> <li>・児童生徒についての情報収集</li> </ul>